

New

決算常任委員会・予算常任委員会を設置!

この度、新たに設置した「決算常任委員会」、「予算常任委員会」の審査の流れ等について、どのように変わるのかを、以下のとおり、お伝えします!

決算常任委員会 の主な変更点=全議員参加型で、より専門的で集中した審査へ

- ・これまで各10人程度の議員がそれぞれ決算審査、企業決算審査の特別委員会委員となり、決算関係の議案審査を行っていましたが、ほぼ全議員(正副議長、前任及び現任の監査委員の議員を除く。)が決算常任委員会委員となり、審査を行います。これにより、全委員で分担して、きめ細かであり集中した審査ができるようになります。

予算常任委員会 の主な変更点=全議員参加型で、分科会質疑を踏まえた総括質疑を実施へ

- ・これまで一般会計予算の議案は分割して、4つの所管の常任委員会に付託し審査を行っていましたが、一般会計予算をはじめ、予算関係の議案はすべて予算常任委員会に付託し審査を行います。これにより、各常任委員会によって異なる採決結果が生じることが解消されます。
- ・これまで4つの常任委員会を同時開催していましたが、予算の審査については、同時開催を原則やめ、予算常任委員会の4つの分科会を原則1日1分科会ずつ開催します。これにより、市民の皆さんに一層傍聴していただきやすくなります。(※2月定例会は、2つの分科会をそれぞれ2日間同時開催します。)
- ・分科会での質疑終了後、予算常任委員会(※正副議長を除いた全議員で構成)で討論・採決を行う前に、各会派の代表による総括質疑を行います。これにより、複数の分科会に関連する内容などについても、詳細な審査ができるようになります。

～審査の流れ～ (決算常任委員会と予算常任委員会は、ほぼ同じです。)

